

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成28年3月22日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：「(仮称) 体験型国際交流施設」に関する調査研究業務委託

(2) 目的

世田谷区内における国際交流の進展に向けた区全体の英語教育の一層の充実に向けて、子どもの英語力の向上等を図るため、子どもたちが、楽しみながら、生きた英語に触れ、異文化を学ぶ「(仮称) 体験型国際交流施設」の整備・運営等に係る検討を行う。検討を行うにあたり、現教育センター2階「郷土学習室」のスペースを活用して、「(仮称) 体験型国際交流施設」を整備・運営するための調査研究業務を委託する。

(3) 履行期間：契約締結の日（平成28年5月27日を予定）から平成29年3月31日

(4) 業務内容

① 国際交流施設・体験型英語教育施設の検討のための調査・情報収集及び整理

世田谷区における「(仮称) 体験型国際交流施設」（以下「交流施設」という。）の整備・運営や交流施設の新たな「移動教室」の場としての活用等について検討するにあたって、調査・情報収集のあり方・手法等を提案し、実施すること。

② 『(仮称) 体験型国際交流施設』検討委員会』の運営支援

「『(仮称) 体験型国際交流施設』検討委員会」（以下「検討委員会」という。）での検討にあたり、資料、議事録の作成を行うなど、検討委員会の円滑な運営のために支援すること。

③ 「『(仮称) 体験型国際交流施設』検討委員会」報告書等の作成支援

区が検討委員会の内容を踏まえ、「『(仮称) 体験型国際交流施設』検討委員会」報告書等を作成するにあたり、必要な提案や支援を行うこと。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(4) 法人税、消費税、法人事業税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

(5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか

(2) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか

(3) 緊急時の連絡体制、危機管理体制が整備されているか

(4) 交流施設の整備・運営の検討に係る調査・情報収集のあり方及び手法についての提案は現実的かつ具体的で効果が期待できるか

(5) 世田谷区における交流施設の事業イメージは適切かつ実現可能な内容であるか

- (6) 交流施設を活用した新たな「移動教室」の事業イメージ適切かつ実現可能な内容であるか
- (7) 業務実施の計画の妥当であるか
- (8) 業務を円滑に実施するための取組・工夫等は特徴的で効果が期待できるか
- (9) 英語教育及び国際交流または国際交流施設・体験型英語教育施設等の業務に関する受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (10) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか

5 手続き

- (1) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期間 平成28年3月22日(火)から4月4日(月)
(午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く))
 - ②場所 下記担当部課と同じ
 - ③方法 希望者に直接無償交付する。
- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法
 - ①提出期限 平成28年4月4日(月)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③提出方法 持参またはFAXにより送付すること。
- (3) 質問の提出期限、提出先及び方法
 - ①提出期限 平成28年4月7日(木)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③提出方法 FAXまたメールにより送付すること。
- (4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等
 - ①提出期限 平成28年4月25日(月)午後5時まで
 - ②提出先 下記担当課
 - ③方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は有り(「(仮称)体験型国際交流施設」実施計画策定業務委託平成29年度)。ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない
- (8) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (10) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局策教育指導課指導管理係 正木
(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)
電話：03-5432-2724 ファクシミリ：03-5432-3041
E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp